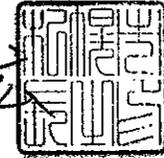


札幌市税規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年2月27日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第5号

札幌市税規則の一部を改正する規則

札幌市税規則（昭和39年規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、市税の賦課徴収について、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。）及び札幌市税条例（昭和25年条例第44号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(事務取扱いの所管)</p> <p>第2条の2 市税に関する事務は、市長が別に定めるもののほか、<u>収入金の整理、過誤納金の還付及び充当並びに道税徴収金の払込みに係る事務は、北部市税事務所が所管するものとし、その他の事務は、</u>次表の左欄に掲げる税目に応じ、同表の中欄に掲げる区分に従い、同表の右欄に掲げる市税事務所が所管するものとする。ただし、次の各号に掲げる滞納者に係る徴収金の徴収事務(督促を除く。)については、当該各号に定める市税事務所又は税政部が取り扱うことができるもの</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、市税の賦課徴収について、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。）、<u>札幌市税条例（昭和25年条例第44号。以下「条例」という。）、札幌市宿泊税条例（令和6年条例第52号）及び札幌市宿泊税条例施行規則（令和7年規則第52号）</u>に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(事務取扱いの所管)</p> <p>第2条の2 市税に関する事務は、市長が別に定めるもののほか、次表の左欄に掲げる税目に応じ、同表の中欄に掲げる区分に従い、同表の右欄に掲げる市税事務所が所管するものとする。ただし、次の各号に掲げる滞納者に係る徴収金の徴収事務(督促を除く。)については、当該各号に定める市税事務所又は税政部が取り扱うことができるものとする。</p>

改正前			改正後		
とする。 (1)~(3) (略)			(1)~(3) (略)		
税目	区分	所管市税事務所	税目	区分	所管市税事務所
市民税の項~都市計画税の項 (略)			市民税の項~都市計画税の項 (略)		
			宿泊税	賦課徴収に関する事務	中央市税事務所
			2 収入金の整理、過誤納金の還付及び充當に係る事務は、北 部市税事務所が所管するものとする。		

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の2の改正に係る部分（同条の表に宿泊税の項を加える改正に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。